

建築物の中間検査制度の導入のお知らせ

平成19年6月20日以後に確認の申請を行う建築物から対象

1 背景と目的

平成17年に発生した構造計算書偽装事件では、構造計算書そのものの偽装だけでなく、工事施工段階での偽装、手抜きも指摘されており、建築物の安全性をどのように担保するかが課題となっており、この事件などを契機に建築基準法が平成18年6月21日に改正され、3階建て以上の共同住宅に中間検査が義務付けられました。

鳥取市では、法での義務付けに併せ、平成19年5月18日付け鳥取市告示210号で多数の方々が利用する建築物についても中間検査を実施し、これまで目視で確認が難しかった部分の違反の発生を防ぎ、是正が容易な早い段階での指導を行い、安全・安心なまちづくり、良質な建築物のストック形成を図りたいと考えております。

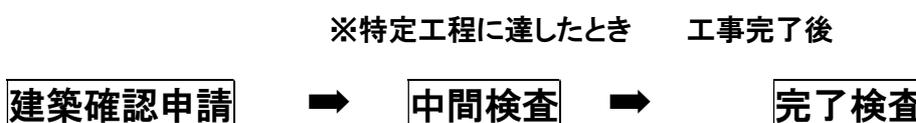
2 建築確認から完了検査までの流れ

【現状】



【中間検査導入後】

・対象建築物



注) 特定工程に達したときは、中間検査を受け、中間検査合格証の交付を受けなければ、その後の工事を進めることができません。

2 中間検査を行う区域・期間

区域：鳥取市全域

期間：令和元年7月2日から新たに3年間延長の期間を定め、この期間の終了時に、社会情勢、工事監理の状況、検査の体制整備等を勘案し、3年後引き続き同様の中間検査を実施するか、検討をすることとする。

3 対象とする建築物

建築基準法に掲げる「特殊建築物」のうち多数の方々が利用する次の用途の建築物で、災害時における構造上の安全性が求められる一定規模以上のものとします。

	用途	規模(階数・床面積)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	3階以上または客席が200㎡(屋外観覧場にあつては1,000㎡)以上の建築物
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設等	3階以上または2階部分が300㎡以上の建築物
(3)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上または2,000㎡以上の建築物
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	3階以上または3,000㎡以上または2階部分が500㎡以上の建築物

4 特定工程(中間検査を受けなければならない工程)

建築物の耐震性を確保するために重要な工程であり、躯体工事の早い段階である2階の床及びそれを支えるはりの配筋工事を対象とし、その部分を覆う工事を特定工程後の工程(中間検査合格証の交付を受けなければ、工事を進めることができない工程)とする。

5 中間検査の手数料

検査に必要な手数料は鳥取市手数料条例で定まっています。

床面積の合計	中間検査	完成検査	完成検査(中間検査なし)
30㎡以内のもの	9,000円	9,000円	10,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	11,000円	11,000円	12,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	15,000円	15,000円	16,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	20,000円	21,000円	22,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	33,000円	35,000円	36,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	45,000円	47,000円	50,000円
2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの	100,000円	110,000円	120,000円
1万㎡を超え、5万㎡以内のもの	160,000円	180,000円	190,000円
5万㎡を超えるもの	330,000円	370,000円	380,000円